

臨時休業等に係る非常変災時の対応について

[気象警報発令時の対応について]

以下の場合には、臨時休業等の特別の対応をいたします。

摂津市に

- ①「レベル4大雨危険警報」以上の大雨に関する情報や暴風警報、暴風特別警報、暴風雪警報、暴風雪特別警報のいずれか一つでも発令されている場合。
- ②河川氾濫に関して、摂津市内のいずれかの地区において、摂津市から発令される河川氾濫に関する「レベル3高齢者避難」以上の避難情報が発令された場合。(気象庁等から発令される「レベル3氾濫警報」だけでは臨時休業にはなりません。)

1. 登校前に、上記警報等が発令されている場合

午前7時の時点で発令中の場合	自宅待機 ※この時点で、「給食中止」です。
午前9時までに解除された場合	解除後、周辺の安全を確認して登校 ※登校が遅れてもかまいません。(安全が最優先) ※午前中のみ授業となります。 ※昼食をとらずに下校します。
午前9時までに解除されない場合	臨時休業

2. 児童が登校中に上記警報等が発令された場合

- ◇登校中、またすでに登校している場合は、安全に配慮して下校させます。
・各地区まで教職員が引率します。

3. 児童が登校後、上記警報等が発令された場合

- ◇速やかに教育活動を打ち切り、安全に配慮して**集団下校**させます。
・各地区まで教職員が引率します。(学童保育室も休みになります)
※朝の気象情報等で「暴風警報等」発令の可能性が高い日は、児童が帰宅したときに家に入れるよう鍵を持たせる等の対応をお願いいたします。

4. その他

学校は避難所・緊急避難場所になっていることから、状況によっては、市教育委員会と協議の上、臨時休業等の必要な措置を取ることもあります。

〔 大地震発生時の対応について 〕

1. 摂津市において震度5弱以上の地震が発生した場合…臨時休業となります。

登校前	<u>自宅待機</u>
登下校中	自分の身の安全を確保し、自宅か学校など安全な場所に避難
在校中	学校に待機し、保護者の迎えを待ち、安全確認の上、 <u>保護者に引き渡し</u>

2. 震度4以下の地震の場合

原則として、臨時休業にはなりません。周辺で交通や道路において大きな被害が生じている場合などは臨時休業となる場合があります。また、ご自宅周辺での安全が懸念される場合は、保護者の方のご判断で自宅待機させ、安全が確認できた段階で登校させてください。

3. その他

学校は避難所、緊急避難場所になっていますので、状況によって、市教育委員会と協議の上、臨時休業等の必要な措置を取ることもあります。

〔 雷発生時の対応について 〕

1. 雷鳴、雷光が確認された場合

登校前	<u>自宅待機</u> (雷鳴・雷光が止んでから 20 分程度は落雷の危険があるため、自宅にて待機する) 授業は安全が確認されしだい開始します。
登下校中	自分の身の安全を確保し、建物の中など安全な場所に避難 (雷鳴・雷光が止んでから 20 分程度は落雷の危険があるため、安全な場所で待機する)
在校中	運動場、プール等、屋外での授業は速やかに中断して校舎内に避難する。 <u>下校時、雷鳴、雷光が止んでから 20 分程度は校舎内に待機させるため、下校が遅れる場合があります。</u>